

令和6年障害者総合支援法の見直しに向けた課題と取り組みに関する要望書

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

部長 田原 克志 様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 代表 久保厚子
(特非) 全国地域生活支援ネットワーク 代表理事 水流源彦
(一社) 全国地域で暮らそうネットワーク 理事長 岩上洋一
(特非) DPI 日本会議 議長 平野みどり

新型コロナウイルスは、障害のある人やその家族の生活、日々の支援に関わる人に大きな影響を及ぼしました。生活の大部分を家族や支援者に頼らざるを得ない重度の障害がある人にとって、「密」の回避が重要な対策とされた今回の感染症対応において、日常を支える支援者が確保できないなど地域生活が危機に晒され、また地域移行を諦めざるを得ないなど現行制度の持つ弱点が明らかになりました。

私たちは、令和6年障害者総合支援法の見直しにおいて『全ての障害のある人が望む地域生活が実現できる社会を目指す』ことを法の基本目標として明確化することを提案させていただき、そのうえで、下記の事項を反映いただくよう要望します。また、今回の新型コロナウイルスの蔓延で明らかになった障害のある人をはじめとする生活のしづらさを抱える人に対する速やかな暮らしの支援の拡充を要望します。

【総合支援法見直しに向けた6つの要望】

1. 障害者総合支援法が「障害者支援施設等からの地域移行を促進する法律である」ことが周知されることを要望します。
 - 障害者総合支援法の第1条「基本理念」では「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」との記載はありますが、障害者支援施設及び精神科病院からの地域生活への移行促進を具体的に謳うことが必要です。
2. 家族等と暮らしている障害のある人が、不要な入所・入院をせずに暮らし続けられ希望に応じて自立した地域生活に移行できること、施設や病院にいる人たちの地域移行を地域側から支援することを進めるために、地域生活支援拠点等が整備促進されるとともに、その機能の充実のための効果的な取組の実施を要望します。
 - 地域生活支援拠点等は各地域において徐々に整備が進められていますが十分な状況とは言えず促進するための効果的な取組が必要です。また地域事情から「緊急時の対応」に重点が置かれ、自立への「体験の機会の確保」の取組は不十分な場合が多く意識を高めることが必要です。
そのためには、地域生活支援拠点等の整備促進のための事業を法律で位置づけるとともに地域移行支援コーディネーターを必置とし、移行の意欲を引き出しイメージを形成することによって移行を可能にする①移行体験の提供、②居室の確保、③緊急時の相談支援、を具体的な事業内容に位置づけることを要望します。
3. 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人が希望に応じて地域生活に移行し、安心して生活することができるための取組の推進を要望します。
 - 利用者等への退所や退院の意向の確認及び退所や退院意欲を引き出しイメージを形成する支援が必要です。
そのために、退院意欲を引き出しイメージを形成する支援として、利用者等が地域生活のイメージを

もてるようにするための情報提供、地域生活の体験の機会の提供など、包括的かつ伴走的な支援が重要です。

- 障害者支援施設や精神科病院の地域移行促進に向けた意識を高めるための啓発が必要です。
そのために、障害者支援施設において入所されている人へは、年1回以上は地域移行の意思確認を相談支援専門員が行う事を計画相談支援の運営基準に示すべきです。また、精神科病院についても障害者相談支援事業により同様の意思確認を相談支援専門員が行うことを地域生活支援事業の実施要綱に業務内容として示すべきです。
- 安心して地域に移行できるようにするための支援機関の連携強化が必要です。
そのために、利用者等の地域移行に対する不安を軽減し、円滑な地域移行を進めるために、施設・病院等へ地域移行を促進する「コーディネーター」を配置し、地域生活支援拠点のコーディネーターと連携する仕組みを作ることが重要です。また、障害者支援施設や精神科病院が安心して利用者を地域に送り出せるようにするために、地域で暮らす障害者の話を聞く職員研修の実施や地域の支援機関との連携を図ることによる一定のインセンティブを設けることも重要です。

4. 一人暮らしへの援助、住まいの確保等への補助を要望します。

- 障害のある人の地域移行を進めるためには、それぞれの障害特性に配慮された住まいの確保が不可欠です。
そのために、「地域における共生の妨げとなる社会的障壁を除去するための環境整備」に必要な財政上の措置等の国の責務を明確にするとともに、有期限で（仮称）「地域生活移行及び地域生活基盤整備のための基金」の創設を行い2で要望した移行体験の場の整備や障害特性に配慮した住宅の整備などを集中的に行うこと、一人暮らしを行う際に必要な資金の補助や家賃（アパート等の賃料）の補助を行う等の経済的補助を拡充することを要望します。

5. 障害のある人の文化・芸術活動への更なる支援を要望します。

- 障害者があたりまえに文化芸術活動に参加するためには地域に継続的に活動でき、鑑賞できる複数の拠点整備が必要です。
そのために、拠点整備にあたっては、障害当事者が拠点へのアクセスや拠点の設備・整備に積極的に参画できる体制を整えるとともに国及び地方自治体の積極的な財政支援が必要です。あわせて2025年大阪万博に向けて日本博事業を継続し障害者の文化芸術の内外への更なる発信が必要です。

6. 真の共生社会を目指すために幼児期・学齢期にインクルーシブな教育及び生活環境を整えることを要望します。

- 子どもの頃から、障害のあるなしに関わらず、お互いの存在を意識できる教育及び生活環境づくりの推進（心のバリアフリー促進）が必要です。
そのために、上記基金を活用した地域生活基盤整備の一つとして、インクルーシブ教育につながるインクルーシブ保育やインクルーシブ学童（障害のある子どももいない子どもも一緒に安心して利用できる放課後児童クラブ）の推進も図るべきであると考えます。

以上